

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 平成25年度の保険料等について ～

■ 6月に保険料額をお知らせします

平成25年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 <small>【1人当たりの額】</small> 47,709円	+	所得割 <small>【本人の所得に応じた額】</small> <small>(平成24年中の所得－33万円) × 10.61%</small>	=	1年間の保険料 <small>(100円未満切り捨て)</small>
--	---	---	---	---

- 1年間の保険料の上限額は55万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

■ 保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 <small>(年金収入のみの場合、受給額80万円以下)</small>	9割軽減	【年額】 4,770円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,156円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ● <small>単身世帯の方は該当しません。</small>	5割軽減	【年額】 23,854円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 38,167円

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減



③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。（被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。）

■ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場町民生活課税務係へご相談ください。
 災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

■ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、役場町民生活課税務係へお申し出ください。
 【お申込みに必要なもの】～ご本人の保険証、お支払いする口座の預金通帳とお届け印～

「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
 （年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります。）

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。
 ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口
 に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は役場保健福祉
 課医療保険係までお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

■ 病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。
- 休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

【お問い合わせ先】

制度に関すること 保健福祉課医療保険係 ☎(62)4473
 保険料に関すること 町民生活課税務係 ☎(62)4479

北海道後期高齢者医療広域連合
 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011(290)5601

土地の境界についての相談を受けています

法務局では、土地所有者の皆さんから土地の境界についての相談を受けています。お隣の土地との境界が分からなくて困っている、測量した境界の位置に納得してもらえないなど、土地の境界については認識の違いからたびたび問題が起こります。法務局では、こういった場合の対応のアドバイスをしていますので気軽にご相談ください。

また、相談内容によっては法務局で行っている「筆界特定制度」を利用して解決できるかもしれません。「筆界特定制度」は、法務局で扱っている土地の境界（筆界）の現地における位置を特定する制度で、裁判より手続きが簡単・資料収集の負担が軽減されるなどの利点があります。申請人となるのは、土地の所有権の登記名義人（登記上の所有者）等となります。費用は申請の手数料のほか、必要がある場合に行う測量の費用となります。なお、詳しくは下記までご相談ください。

筆界特定制度に関するQ & Aは、法務局ホームページ (<http://houmukyokumoj.go.jp/homu2/static/hikikaiTop.html>) に掲載しています。

【お問い合わせ先】

釧路地方法務局登記部門筆界特定室 ☎0154(31)5027
 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎1階
 釧路地方法務局北見支局 ☎0157(23)6160
 北見市高砂町14番地14号